

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年 6月 1日(月)

今週のことば

年金制度改革関連法

今国会で、短時間労働者への厚生年金の適用範囲を従業員51人以上の企業まで段階的に拡大、年金の繰下げ受給可能年齢を75歳に上げるなどの制度改革が成立。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

6/ 1(月) 先勝	3月決算法人の確定申告ほか、電波の日、気象記念日
2(火) 友引	
3(水) 先負	
4(木) 仏滅	歯と口の健康週間
5(金) 大安	芒種、世界環境デー
6(土) 赤口	
7(日) 先勝	危険物安全週間

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/25(月)	20,742 △354	107.74 ▼0.29
26(火)	21,271 △529	107.82 ▼0.08
27(水)	21,419 △148	107.52 △0.30
28(木)	21,916 △497	107.82 ▼0.30
29(金)	21,878 ▼38	107.20 △0.62

補正予算により実施予定の主な中小支援策

本年度の第2次補正予算案が閣議決定され、以下のような支援策の実施が予定されています。

◎日本公庫等による特別貸付の拡充……新型コロナウイルス感染症特別貸付等の貸付限度額を中小事業6億円・国民事業8千万円に、利下げ限度額(3年間0.9%引下げ)を中小2億円・国民4千万円に引上げます。また、一定要件を満たす場合の利子補給による実質無利子化も中小2億円・国民4千万円に引上げます。

◎民間金融機関における実質無利子・無担保融資の拡充……都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保・保証料減免とする融資の限度額を4千万円に引上げます。

◎雇用調整助成金の拡充等……雇用調整助成金の特例措置について、緊急対応期間を9月まで延長した上で、*助成金の上限額を1日あたり1万5千円(現行8330円)に引上げ、*解雇等を行わない中小企業の助成率を100%にします。なお、中小企業の労働者が休業期間中に賃金の支払いを受けられなかった場合、労働者の申請により支援金を直接支給する制度を創設します。

◎家賃支援給付金……テナント事業者(中堅・中小企業、個人事業者等)における本年5月~12月の売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月が前年同期比30%以上減少」の場合に、家賃の負担を軽減する給付金を創設します。給付額は家賃(月額)の2/3を6ヵ月分とし、給付上限額は法人300万円(月50万円)、個人事業者150万円(月25万円)です。なお、複数店舗がある場合などは例外措置が設けられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201520

労働保険の年度更新と納付猶予の特例

労働保険(雇用・労災保険)は毎年、前年度の確定保険料と新年度の概算保険料の申告・納付を行う年度更新の手続きが必要ですが、本年度の年度更新期間は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、6月1日~8月31日まで延長されました。

また、本年2月以降の売上が前年同期比概ね20%以上減少している事業主は、申請により労働保険料等の納付を無担保・延滞税なしで1年間猶予する特例が適用できます(年度更新と併せて納付猶予の手続きが可能)。

なお、本年4月から64歳以上の高年齢労働者に対する雇用保険料の免除措置が終了し、高年齢労働者の賃金も雇用保険料の算定対象となります。

★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※緊急事態宣言が全面解除され、経済活動を再開する段階になりましたが、業界ごとのガイドライン等を参考に感染防止対策に取り組みます。

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※健保・厚年の「算定基礎届」の提出期限は、7月10日(金)なので早めに取り掛かります。

※職場におけるパワハラ防止対策が義務付けられます(中小企業は令和4年3月まで努力義務)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年度第2次補正予算案により実施予定の主な中小企業支援策

◆日本政策金融公庫等による資金繰り支援の拡充

①日本政策金融公庫等による特別貸付

日本公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等や、商工中金による危機対応融資を継続し、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額の引上げます。

*貸付限度額：中小事業・商工中金6億円（現行3億円）、国民事業8千万円（現行6千万円）

*利下げ限度額：中小事業・商工中金2億円（同1億円）、国民事業4千万円（同3千万円）

②利子補給制度による実質無利子化

日本公庫等の特別貸付等により借入を行い、一定要件を満たす中小事業者等に対する利子補給について、限度額を引上げます。

*利子補給限度額：中小事業・商工中金2億円（同1億円）、国民事業4千万円（同3千万円）

◆民間金融機関における実質無利子・無担保融資の拡充

都道府県等による制度融資を活用し、信用保証料の減免や利子の補給を行う民間金融機関における融資について、融資上限額を引上げます。

*融資上限額：4千万円（現行3千万円）

◆家賃支援給付金の創設

本年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対し給付金を支給します。

◎給付対象

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であり、本年5月～12月において、①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少、②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少、のいずれかに該当する場合は対象となります。

◎給付額・給付率

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出した給付月額（家賃×給付率）の6ヵ月分となります。原則として、給付率は2/3、給付月額の上限は法人50万円（6ヵ月分で300万円）、個人事業者25万円（同150万円）となるため、支払家賃が法人75万円、個人事業主37.5万円の場合、給付上限額に達します。

◎複数店舗がある場合などの特例措置

複数店舗があるなどで家賃の総支払い額が高くなる事業主を考慮し、給付上限額を超える場合の特例措置として、支払家賃が法人は75万円を超える部分、個人事業主は37.5万円を超える部分の1/3を上記に加えて給付するとともに、給付上限額を法人100万円（6ヵ月分で600万円）、個人事業者50万円（同300万円）に引上げます。この場合、支払家賃が法人225万円、個人事業主112.5万円の場合に給付上限額に達します。

◆雇用調整助成金の特例措置の拡充

新型コロナウイルスに伴う雇用調整助成金の特例措置について、次のように拡充します。

- ・緊急対応期間（現行は本年4月1日～6月30日）を9月30日まで延長します。
- ・本年4月以降に開始された賃金締切期間中の休業について、助成額の上限を1日当たり15,000円（現行8,330円）に引上げます。
- ・解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引上げます。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の創設

新型コロナウイルスの影響により中小企業の事業主が休業を実施し、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者を対象として、当該労働者の申請により、休業支援金を直接支給する制度を創設します。

※労働政策審議会での資料によると、休業前賃金の80%（月額上限33万円）を支給。

◆小学校休業等対応助成金の拡充

新型コロナウイルスの影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する小学校休業等対応助成金について、対象となる休暇取得の期限を本年9月30日まで延長し、本年4月以降に取得した休暇の上限額を1日当たり15,000円（現行8,330円）に引上げます。

※委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金も1日7,500円（現行4,100円）に引上げる。